

## 暑中お見舞い申し上げます

### 連続憲法講座 第2回

### 「貧困と格差を憲法から考える」

日時 7月26日(金) 午後6時30分～午後8時30分  
場所 日本福祉大学名古屋キャンパス南館4階  
(地下鉄「鶴舞」駅2番出口、JR中央線「鶴舞」駅公園出口徒歩2分)  
講師 司法書士・社会福祉士 天野 勲  
資料代 300円(法律倶楽部会員、高校生以下無料)

今から50年ほど前、「低すぎる生活保護基準は最低生活を保障した憲法25条に違反する」として、国を訴えた裁判がありました。その裁判は原告の朝日茂さんの名前をとって「朝日訴訟」と呼ばれました。第一審の東京地裁は朝日さんの主張を認め、違憲判決を出しました。第二審の東京高裁で逆転されたので、この判決は25条に関する最初で、(今のところ)最後の違憲判決になっています。

朝日さんが生まれたのは1913年7月ですので、今月が生誕100年になります。また今年の8月から生活保護費の大幅カットを控えており、今こそ朝日訴訟が提起した「人間としての最低限度の生活とはどういうものか」という問題を考えてみるときだと思います。このような理由から今回は朝日訴訟が話の大きな柱です。

朝日訴訟を本当に理解するためには人権の基礎理論や生活保護法の知識も必要です。そこで得意の(?)生活保護法の条文解説もやります。お楽しみに。

### 連続憲法講座 第3回

### 「世界からみる日本国憲法」

日時 8月22日(木) 午後6時30分～午後8時30分  
講師 弁護士 小野万里子(場所、資料代は上記に同じ)

「どのような憲法を制定しようと、どのように憲法を変更しようと、それはその国の勝手だ。」と声高に叫ぶ人たちがいます。しかし、世界の中での立ち位置や歴史認識を無視した憲法変更を行う国は、世界からの信頼を失います。憲法問題というのは、単なる国内問題ではなく国際問題なのです。

日本国憲法は、世界中の人々が求めてやまない理想を先駆的に示している点で、特別の性格を有しています。まずこれを押さえた上で、日本国憲法を変更することの意味や世界的影響を考えていただきたい。

教材として「映画 日本国憲法」(ジャン・ユンカーマン監督)を上映使用します。ジョン・ダワーやチョムスキーなど、世界中の知の巨人たちのインタビューで構成された本映画により、私たちは「世界の中の日本国憲法」の生き生きとした姿を知ることができるでしょう。

## バスツアー乗鞍・上高地ゴールデンコースに参加して (5/11. 12)

つるま法律倶楽部 会員  
(株)富士ツーリスト 河合 吉図

私は以前、長野県の中信や北信、木曾・伊那谷のご案内やガイド、アウトドアインストラクターをして生計を立てておりました。元長野県民として、自然が一番美しい時期にありのままの自然を体感していただきたいと、常々思っておりました。

そんな折、つるま法律倶楽部の皆様より「出かけてみたい」というお話をいただき、お手伝いをさせていただきました。

乗鞍はあいにくのお天気でしたが、木々の芽吹きが早いと見る事の出来ないクマ棚やミズバショウなど様々なものを見ることが出来ました。また、滝めぐりコースは残雪でコース変更があったものの、初めての簡易アイゼンを楽しく体験した方々もおみえでした。

夜は、乗鞍特有の乳白色の出湯、新鮮な山の幸、お宿の方の温かいおもてなしで癒されたことでしょう。また、皆様の楽しいお話を肴にいただいたお酒は格別でした。

翌日の上高地は好天に恵まれました。澄んだ川面に遊ぶイワナ、春の日差しを浴びてキラキラ輝く萌黄色の森、雲ひとつない青空を背にそびえ立つ穂高連峰。そして嘉門迺小屋でのんびりしながら食べるイワナの塩焼き…大自然の心地よさを満喫しました。

つるま法律倶楽部の方々とは今回初めてご一緒させていただきましたが、気さくな方が多く、お話がお上手でとても楽しい2日間を過ごすことができました。至らない添乗員でしたが、暖かく迎えていただきありがとうございます。

次の機会もぜひご一緒させていただければ幸いです。



## 「ニュースがわかるやさしい憲法のはなし」連続憲法講座

### 第1回「96条を憲法のおいたちから考える」に参加して (6/29)

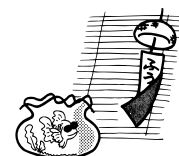
講座は憲法のおいたちを歴史の流れを追って確認することからはじまり、憲法が権力に歯止めをかけて国民の権利を保護する最高法規であること、国民主権・平和主義・基本的人権の三大原則が一体となって憲法を作りあげていること等、易しい言葉で教えていただきました。

また、講師の小島高志弁護士は、現在の96条改正をめぐる議論は「憲法が最高法規であることの意味をちゃんと理解しないまま行われている」と問題提起し、96条が改憲発議の要件を厳しくしている根拠について、時の権力による改憲を簡単には許さない点にあると解説。政治的多数派が容易に改正できるように96条を変えることは、憲法の最高法規性を失わせて「憲法」たり得なくしてしまう。だからこそ、そのような96条改正は許されないのだということが、すっと理解できました。

第2, 3回連続憲法講座も参加したいです。 大学生 N



## 高齢者を取りまく身近な法律 知って安心相続のはなし



と き：8月31日（土） 午後1時30分～4時

ところ：昭和区・滝川コミュニティセンター 1階第1会議室

（名古屋市昭和区川名山町46番地の4）お近くの方はぜひご参加下さい。

講 師：鶴舞総合法律事務所 弁護士 小島 高志

定 員：40名

資料代：300円（法律倶楽部会員無料）

## 原発被災者に泣き寝入りはさせない

### ～ 愛知県内の被災者、集団提訴～

弁護士 小野 万里子

6月24日、福島県から愛知県内に避難している東京電力福島第一原発の被災者29名が、東電と国に対して、慰謝料等計3億1900万円の支払いを求める訴訟を名古屋地裁に起こしました。私も、この弁護団の一員として働かせてもらっています。

原発事故の被災者は、突然一方的に福島での平穏な生活を奪われただけでなく、避難生活先でも経済的・精神的に極めて苦しい状況に置かれています。とりわけ、原発から30キロ以上離れた地域に住んでいた人々は、東電や国から「避難する必要がないのに、放射能を怖がって勝手に避難した人々」として、ほとんど補償や支援が受けられないままに放置されているというのが実態です。放射能を怖がる権利はないよ、放射能を怖がるのは非科学的だよ、早く福島にもどりなさい、と言わんばかりの東電・国の姿勢。それを受けて、残念ながら、国民の中にも福島での悲劇が現在進行形であることを忘れたかのような意識が芽生えてきています。避難者は棄民とされつつあります。

原告の1人であるAさんは、原発から40数キロ地点で無農薬米を作っていました。東電や国だけでなく福島県も「福島に戻って耕作せよ。」で、現実にも周囲の農家の多くは「国の基準値以内の汚染ならOK」として耕作を再開しているそうです。でも、消費者の食の安全のために耕作してきた自分にはそれはできない、チェルノブイリと比べても国の定める基準値が本当に安全だとはとても思えない、とAさんは言います。

愛知県内には1000名を超える避難者がいますが、孤立状態だったり、生活が大変だったり、今回、訴訟に踏み切れたのはわずか29名。弁護団としては、これからも相談を受け付け、第2次、第3次と提訴して被害者の泣き寝入りを防ぎたいと考えています。

弁護団の連絡先はこちら（052-414-7338）。

### 法律事務所夏季休暇のお知らせ

鶴舞総合法律事務所 8月14日(水)～18日(日) 小野万里子法律事務所 8月10日(土)～18日(日)

ご迷惑をおかけいたしますが、宜しくお願いいたします。

## つるま法律倶楽部会員のみなさんへ ～無料法律相談をお気軽にご利用下さい。～

暮らしの中での困り事はありませんか？

- ・こういうことをどこに相談したらいいの？
- ・こんなことをわざわざ弁護士さんに聞いていいの？

お一人で悩んでいませんか。

まずは、お気軽に法律事務所へお電話でお尋ねください。

- ◎相談受付 平日午前10時～午後5時  
事前に必ず電話予約をお願いします。  
上記時間外の相談についても対応させていただきます。  
お気軽に電話予約の際にお尋ね下さい。
- ◎電話相談 簡単で短時間のご相談は電話でもお受けできます。



### 行事予定

#### ・昭和区平和のつどい

9月29日(日) 午後1時30分から

名古屋柳城短期大学体育館 名古屋市昭和区明月町2-54

(詳細は後日ご案内させていただきます。)

#### ・法律倶楽部文化講座

第2回フラワーアレンジメント「クリスマスのアレンジ」

12月7日(土) 午前10時30分から12時

法律倶楽部会議室

講師 フラワーアドバイザー 内山早智子さん(法律倶楽部会員)

費用 花材代実費1500円程度

#### ・乗鞍高原温泉スキーバスツアー

2014年1月31日(金)夜御器所出発 2月2日(日)夕方着予定

定員25名 実行委員長 宇都宮一光さん(法律倶楽部会員)

・先行予約受付中 詳細は事務所までお問い合わせ下さい。

## 低山歩こう会

次回秋の山行は、10月6日です。

行き先等世話人会で決まり次第、低山同好会会員さんへご案内します。

### 合唱団員「ピースアンサンブル」を募集しています。

昭和区平和のつどい等で歌います。年齢性別お住まい等も問いません。法律倶楽部会員さんも多数参加されています。詳細は、鶴舞法律事務所までお問い合わせ下さい。

## つるま法律倶楽部会費納入のお願い

つるま法律倶楽部は6月から新年度になりました。

今年度の会費が未納の方には、郵便局の振込用紙を同封させていただきますので年会費3000円の納入をよろしくお願い致します。

尚、住所変更、退会等のご連絡をお願いします。

つるま法律倶楽部は、郵便局通帳からの会費の自動引き落としを行っています。手数料、手間等の軽減になりますので、ぜひご利用ください。

〒466-0015 名古屋市昭和区御器所通三丁目18番地 エステイプラザ御器所4F  
地下鉄御器所2番出口東へ徒歩2分

鶴舞綜合法律事務所

TEL (052) 852-1220

FAX (052) 852-1227

小野万里子法律事務所

TEL (052) 852-1336

FAX (052) 858-3851